令和2年9月定例会

御杖村議会会議録

令和2年9月　3日開会
令和2年9月15日閉会

御杖村議会

◎目　次

第1号（9月3日）・・・

◎認定第1号、令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
［上程、説明、質疑、付託］ ・・ －19－
◎認定第2号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［上程、説明、質疑、付託］ ・・ －19－
◎認定第3号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
［上程、説明、質疑、付託］ ・・ －19－
◎認定第4号、令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
［上程、説明、質疑、付託］ ・・ －19－
◎認定第5号、令和元年度御杖村後期高齢者医療歳入歳出決算の認定について
［上程、説明、質疑、付託］ ・・ －19－
◎同意第20号、御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて
［上程、説明、採決］ ・・ －24－
◎報告第2号、令和元年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況
に関する点検・評価の報告について[報告、質疑] ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ －25－
◎散会の宣言 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◎議案第27号、令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について
［討論・採決］ ・・ －36－
◎議案第28号、令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について
［討論・採決］ ・・ －36－
◎一括議題［委員会報告、質疑］
・認定第1号、令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について・認定第2号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について・認定第3号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について・認定第4号、令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について・認定第5号、令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・・ －37－
◎認定第1号、令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
［討論・採決］ ・・ －38－
◎認定第2号、令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論・採決］ ・・ －38－
◎認定第3号、令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論・採決］ ・・ －38－
◎認定第4号、令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論・採決］ ・・ －39－
◎認定第5号、令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
［討論・採決］ ・・ －39－
◎発委第5号、閉会中の継続調査申出について(議会運営委員会) ［上程・採決］ ・・・・・ －39－
◎発委第6号、閉会中の継続調査申出について(むらづくり委員会) ［上程・採決］ ・・・・・ －40－
◎閉議及び閉会の宣言 ・・ －40－
◎議事録署名 ・・ －41－

（令和２年９月３日）

令和2年9月御杖村議会定例会（第1号）

令和2年9月3日（木）

開議　午前10時00分

◎議事日程［審議結果］

第1　会議録署名議員の指名

第2　会期の決定

第3　諸般の報告　・議会運営委員会　8月18日

・例月出納検査　5月・6月・7月分

・桜井宇陀広域連合議会　7月14日臨時会

・東宇陀環境衛生組合議会　7月15日臨時会

第4　行政報告　・伊藤村長

第5　一般質問　・葛城昌俊君（1件）

第6　発議第2号[原案承認]

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

第7　承認第10号[予算決算委員会付託]

専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御杖村一般会計補正予算(第5号)）

第8　議案第22号[むらづくり委員会付託]

御杖村過疎地域自立促進計画の変更について

第9　議案第23号[原案可決]

御杖村小中学校統合施設整備工事に伴う工事請負契約の締結について

第10　議案第24号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村一般会計補正予算（第6号）の議定について

第11　議案第25号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について

第12　議案第26号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の議定について

第13　議案第27号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第14　議案第28号[予算決算委員会付託]

令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について

第15　認定第1号[予算決算委員会付託]

令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第16　認定第2号[予算決算委員会付託]

令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第17　認定第3号[予算決算委員会付託]

令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第18　認定第4号[予算決算委員会付託]

令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第19　認定第5号[予算決算委員会付託]

令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第20　同意第12号［原案同意］

御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

第21　報告第2号［報告済］

令和元年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議　長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1　番	葛城昌俊君	2　番	古川芳明君
5　番	松岡一生君	6　番	木村忠雄君
7　番	盛岡英成君	8　番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

2　番　古川芳明君　　3　番　吉田俊弘君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村　　長	伊藤　収宜君
副　村　長	松原　永治君
教　育　長	丸山　栄　君
総務課長	中嶋　英樹君
保健福祉課長	廣尾　真貴子君
住民生活課長	片岡　保昌君
会計管理者	今井　智　君
教育委員会次長	中村　康幸君
むらづくり振興課長	仲子　雄史君
産業建設課長	古谷　匡敏君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長　　森本成則君

◎[発言記録]

（午前10時00分開議）

◎開会及び開議の宣言

○議長（山岡隆良君）：皆さん、おはようございます。本日の９月定例会をご案内させていただいたところご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、令和２年９月御杖村議会定例会は成立致しました。よって、ただ今から、開会します。ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山岡隆良君）：本日の議事日程は、別紙第１号のとおりとします。日程第１会議録署名議員の指名を行います。会議規則第１２７条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、５番松岡一生君、６番木村忠雄君を指名します。

◎会期の決定

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第２会期の決定を行います。お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月１５日までの１３日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月１５日までの１３日間と決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第３諸般の報告を行います。はじめに、８月１８日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、木村忠雄君。

○委員長（木村忠雄君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：木村忠雄君。

○委員長（木村忠雄君）：それでは、８月１８日に開催いたしました議会運営委員会の会議結果について、報告をいたします。当日は、全委員出席のもと、９月定例会の運営について協議を行いました。

まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、９月３日から１５日までの１３日間とし、全員協議会を４日、むらづくり委員会を９日、予算決算委員会を１０日、続会議を１５日とそれぞれ決定し、いずれも午前１０時の開会といたしました。また一般質問については、通告締切を８月２５日とし、質問日は、９月３日の開会日と決定いたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いについて協議を行い、議案第２２号をむらづくり委員会へ、専決を含む補正予算６件及び決算認定５件は予算決算委員会へそれぞれ付託とし、その他の案件については、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回１２月定例会の会期を検討するため、継続調査申出書の提出を決定して委員会を閉じました。以上で、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（山岡隆良君）：木村議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（例月出納検査）

○議長（山岡隆良君）：次に、監査委員より例月出納検査について、５月から７月分の検査結果をいただいています。抜粋の写しを配布しておりますので、報告といたします。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

○議長（山岡隆良君）：次に、７月１４日開催されました桜井宇陀広域連合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、山崎往男君。

○８番（山崎往男君）：はい、８番山崎。

○議長（山岡隆良君）：山崎議員。

○派遣議員（山崎往男君）：７月１４日に開催されました、令和２年桜井宇陀広域連合議会第１回臨時会の報告を申し上げたいと思います。

今期の臨時会につきましては、６月２５日に５名の広域連合議会議員により、臨時会に付議すべき事件として、議長選挙について、及び、副議長選挙についての臨時会招集請求の申し入れを受けて、地方自治法第１０１条第４項により招集されました。

会議に先立ち、桜井宇陀広域連合議会の正副議長が不在となっていることから、議長が選出されるまでの間、地方自治法第１０７条の規定により、最年長議員の私山崎が臨時議長の職務を行いました。

開会宣言、そして、松井広域連合長から招集のあいさつ、臨時議長による諸報告の後、仮議席を指定し会議に入りました。

会議では、最初に会期を７月１４日の１日限りと決定し、次に、議長選挙についてを議題とし、指名推選により、桜井市の岡田光司議員が議長に当選されました。

そして、岡田新議長の登壇後、まず、議席を指定し、次に会議録署名議員２名の指定を行いました。続いて、副議長選挙についてを議題とし、指名推選により、宇陀市の廣澤孝英議員が副議長に当選されました。続いて、追加議案として、監査委員の選任につ

き同意を求めることについてが提案され、審議の結果、議会選出の監査委員に桜井市の工藤将之議員が選任されました。

なお、本会議の前には全体協議会が開催され、今期臨時会の提出議案等の説明があり協議を行いました。

以上、令和２年桜井宇陀広域連合議会第１回臨時会の報告といたします。

○議長（山岡隆良君）：山崎議員、ご苦労様でした。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

○議長（山岡隆良君）：次に７月１５日開催されました東宇陀環境衛生組合議会臨時会の報告を求めます。派遣議員、古川芳明君。

○２番（古川芳明君）：はい、２番古川。

○議長（山岡隆良君）：古川議員。

○２番（古川芳明君）：それでは、令和２年度東宇陀環境衛生組合議会臨時会の会議結果について報告申し上げます。去る７月１５日午後２時より、令和２年東宇陀環境衛生組合議会が東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。宇陀市から組合議員として、田中議員・松浦議員・井谷議員・上田議員、曽爾村からは組合議員として宇山議員・木治議員・坂井議員、御杖村からは組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、私古川が出席いたしました。

皆さん既にご存じのように、先般の宇陀市の選挙によりまして、金剛市長が当選されましたので、事務局より金剛市長の紹介と金剛市長より副管理者就任の挨拶をいただいた後、東宇陀環境衛生組合議会の臨時会を開催いたしました。

臨時会については、１０名の出席で議会は成立し、日程に基づき仮議席の指定・議長の選挙・議席の指定・会議録署名議員の指名・会期の決定・芝田管理者の挨拶の後、議事に入りました。付議された案件は、議案第１号令和２年度東宇陀環境衛生組合一般会計補正予算第１号についてでございます。以上１件が提案されました。議案第１号については、歳入歳出ともに3,085,千円の増額です。歳入の増額分は、昨年度の繰越金での増額になります。歳出の増額理由は、当初で予想していなかったトラックスケールごみ積載車の重さを測る計量器が故障し、早急な修繕が必要となり緊急修理費として 1,837 千円と不慮の出費がかさみ、加えて中央監視盤電気工事費が当初 19,197 千円をみていたところ、かねてからのコロナウイルス事情により電子部品等の価格高騰の原因なり 1,248 千円の増額を行い、3,085 千円を増額するという内容になっています。以上１件が原案どおり全会一致により承認され、午後２時３８分に閉会いたしました。

東宇陀環境衛生組合臨時会の会議結果について報告いたします。

○議長（山岡隆良君）：古川議員、ご苦労様でした。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第４、行政報告をお願いします。伊藤村長

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本日、御杖村議会９月定例会を招集いたしましたところ、全議員の出席を賜り誠にありがとうございます。開会日に際し、時間をいただいておりますので、私のほうから行政報告をさせていただきます。

６月定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの行事が中止又は規模縮小となっていることをお伝えしましたが、いまだに感染の拡大は止まらず、７月の中旬以降は、緊急事態宣言時である４月５月を上まわる感染者が全国で確認されています。

その状況は、奈良県においても同様で、大学のスポーツ寮で大きなクラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染拡大は続いていると思われます。反面、重症者や死亡者は、４月５月とくらべて減少しているとされていますが、これは感染者の年齢層が若年層に拡がったことによるものであり、高齢者が多い本村にとっては、感染の拡大自体が大変な驚異であることには間違いありません。

本村においては、現在まで感染者が発生していないものの、いつ誰が感染してもおかしくない状況であると考えます。新しい生活様式の周知をはじめとする感染予防の啓発に引き続き努めてまいります。密を避けることが困難な村主催のイベントや事業については緊急事態宣言時より中止とさせていただいております。イベントへの参加を楽しみにされていた内外の皆様や、協力いただいている方々には何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

このように落ち込んだ経済からの回復を目指し、国からの支援を活用してコロナ対策も行っております。５月から給付を開始しました一人 10 万円の特別定額給付金は、一部の辞退者を除いて全村民への配布が完了いたしました。また、落ち込んだ経済の回復と村内における消費喚起を目的に、一人あたり２万円の地域振興券を全村民に対して６月に配布を行いました。更に７月には 30％のプレミアム付商品券約 5,000 冊の販売を行いました。これにより地域振興券とプレミアム商品券を合わせて約１億円が村内において消費されることになります。これらの事業は、個人への生活支援だけではなく、村内においてその支援が循環するものであることから、村内事業者の皆さんの売上げ向上はもとより村の経済活性化につながると確信しております。引き続き、コロナ感染拡大に対する予防策をはじめ、経済対策としても幅広く取り組んでまいりたいと思います。

このようなコロナ禍の状況ではありますが、行政運営を止めるわけにはいきません。去る７月 19 日、奈良県選出の国会議員と県議会議員が参加する会議が行われました。

これは、来年度の政府予算編成に向けて、県および市町村から要望を行う場でございます。本村の長年の悲願である国道 368 号線全線早期改良に向け、その予算確保と事業の格上げを内容とする要望書を提出し、併せて説明をさせていただきました。未改良箇所は三重県内のみとなっていますが、国として大きく動いていただきたいと訴えたしだいです。国道 368 号線は、御杖村にとって生活の基盤であり、地域経済の根幹をなすものであります。全線２車線化の完成に向け諦めず訴え続けたいと思いますので、ご支援ご協力をお願いいたします。

さて、今定例会の案件は、新型コロナ対策関連の補正予算や令和元年度決算が中心となっております。補正予算につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第２次補正予算分を活用した対策事業を計上させていただいております。また、令和元年度の決算につきましては、歳入の確保と経費削減や創意工夫などに努めた結果、全会計とも黒字を維持することができました。特に一般会計では、当初計上していた財政調整基金の繰り入れを行うことなく、約３億円の積み増しを行いました。今後の財政運営につきましては、人口の減少とともにさらに厳しくなることが予想されます。適時適切な投資はしっかりと行いつつ、無駄のない行財政運営に引き続き努めてまいります。

提案します各案件については、上程に続き順次説明をさせていただきますので、ご審議の上、決議賜りますようお願い申し上げまして、9月例会の行政報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：これで、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第５一般質問を行います。通告に基づき、発言を許可します。葛城昌俊君。

○１番（葛城昌俊君）：はい、議長。１番葛城。

○議長（山岡隆良君）：葛城議員。

○１番（葛城昌俊君）：議長の許可をいただきましたので、私からの一般質問をさせていただきます。私からの一般質問は、高齢者一人暮らしの方の対応についてお聞きしたいと思います。

率直に御杖村は高齢者の一人暮らしに対しての対策はどのような事をされているのでしょうか。奈良県の各自治体において緊急通報体制等整備事業など緊急通報システムが自治体に於いて確立されている自治体もあります。さて、御杖村には一人暮らしの高齢者は何人いるのでしょうか。御杖村はどのような対策をされているのでしょうか。村民の高齢者の方は活用されているのでしょうか。

この質問をさせてもらう意義といたしまして村民の皆様にも行政がどのような対策をしてくれているのか。村民の皆様がどう活用しているのか。村民の皆様にも、もう一度確認認識してもらいたく質問させていただきました。また、高齢者の一人暮らしの方には民生委員の方にもご尽力していていただいていると伺っています。また、８月上旬からは、高温による熱中症この時節がら新型コロナウイルス感染症等さまざまな問題もあります。８月の全員協議会においても新型コロナウイルス対策についての議題がありましたが、御杖村行政として高齢者の一人暮らしに対しての今までの取り組みをお聞かせ頂きたいと思います。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：答弁を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤村長君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：御杖村におけるます一人暮らし高齢者を含めた高齢者福祉についてお答えいたします。

令和２年８月末日現在、御杖村の６５歳以上の人口は８９８人、高齢化率は５７．７％、６５歳以上一人暮らしは、２０３人となっております。

まず高齢者福祉といたしまして、緊急通報装置を貸与し、緊急時にあらかじめ決められた地域支援体制により、迅速かつ適切な対応を図ることを目的とした緊急通報体制整備事業を実施しております。住民が緊急通報のボタンを押しますと、役場の総務課または宿日直の電話につながり、通報者の電話番号が知らされます。受話器を取った職員は、状況を確認するため、通報先に電話をしますが、連絡が取れないなど緊急と判断した場合は、保健福祉課または担当地域の民生児童委員やあらかじめお願いしている近隣住民

の協力により、訪問し、確認をしています。

平成３０年度、令和元年度における過去２ヶ年の通報件数は１６件、うち誤報が１５件、真の通報は、１件でした。介護が必要となって、入所される人が増えていることもあり、現在の設置人数は、４３人と過去に比べると少なくなっています。一人暮らし高齢者２０３人のうち、特に緊急通報装置の設置が望ましいと思われる要介護認定を受けている方は４８人、この４８人のうち緊急通報装置を設置されている方は、２７人であり、利用率は５６％となっています。

その他見守り体制といたしまして、民生児童委員を通じて、一人暮らし高齢者の緊急連絡票を作成しています。この緊急連絡票を各家庭の目につくところに設置し、緊急時においてすぐにご家族に連絡がとれるようにしております。

その他、民生児童委員による訪問や声かけ、生活支援サポーターによるゴミ出しなどの生活支援を通じた見守り、また役場との協定に基づき郵便局・大和信用金庫・JA による見守りを行っています。

しかし、なんと言いましても、日常生活におけるご近所の見守りが、高齢者における熱中症など異変の早期発見、そして緊急時の連絡や対応につながっており、この村ならではの高齢者への関心の高さや地域のきずなが、高齢者の方々にとって安心して暮らせる要因になっていると思います。

今後も高齢化率は増加し、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えると予想されます。特にこれまでと異なるのは、高齢者の年齢構成の変化で、８５歳以上の方の割合が増加していくことです。御杖村は、地域による見守りの他、ご近所による高齢者への関心も高いと思われますが、年々、人口減少などにより、近所に人がいない地域がふえていること、また高齢者自身が様々な理由で近所とのつながりを拒むなどの事例が見受けられています。

そのような現状を踏まえ、高齢者の方が、少しでも住み慣れた家で生活できるために、緊急通報装置設置事業を含め、既存の高齢者支援を十分に周知していくとともに、家族、地域、行政の人的な支援体制による連携をより強化するなど課題に沿った見直しも検討していきます。

その他、すでに実施している一人暮らし高齢者の緊急連絡票の更新や継続、また高齢者自身からも発信できるよう様々な相談窓口の一覧を配布するなどを検討していきます。

本村の人口は、令和１２年には、１０００人強、そのうち７割近くが６５歳以上の高齢者という状況になるものと推計されています。人口減少や高齢化がどんなに進んでも、住民と行政が一体となって取り組み、村民がいきいきと元気に暮らせるむらづくりをめざして行きたいと考えております。以上でございます。

○議長（山岡隆良君）：はい、１番葛城議員。

○１番（葛城昌俊君）：次の質問といたしまして、自席から失礼させていただきます。今答弁いただきましたけれど、行政として、また村長として、今までの対策そしてこれからの課題・対策などお聞かせいただきまして、こうゆうことをもっと行政としてやっていってもらいたいと思います。また、今の答弁を聞かせていただいた中ですけれど、これから今村長として、もっとどうすればいいのかという村長の率直な意見を聞かせていただきたいと思います。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：基本やはり高齢化とういうのはうちの村ではさけてとうれない現状であろうと思っております。そうした中、いろいろな施策をしております。もちろんこういった施策は大事ではございますけれど、まずやはり皆さんに健康で元気で生活していただくことが基本だと思っております。緊急通報装置も含めてですけれども、制度を利用することも大変重要なことでございますけれども、まずは住民の方に健康で生活していただくためにも、いろいろな今やっています生き生き百歳体操・筋力アップそれから地域での元気でやっとる会等の活動、こういうことが大変重要になってくると思っておりますので、今まで以上に住民の方が元気で過ごせるような施策、これをやって行きたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：はい、１番葛城議員。

○１番（葛城昌俊君）：大変よく解りました。行政としてこのシステムまた先ほど言っていただいた健康管理のことも、もっと高齢者の方に促進して行っていただきたいと思います。そして、私も村民の皆様にこうゆうシステムがあるよと、もっと生き生きとしてそういう体操とか出て行ってもらうようなことを、私自身も皆様に利用していただけるよう努力して行きたいと思いますので、行政の方も働きかけをしていただきたいと思います。私の方からは以上です。

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございました。これで、一般質問を終わります。

◎発議第２号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求意見書の提出について

［上程、説明、質疑、討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第６発議第２号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件といたします。

趣旨説明を求めます。提出議員、吉田俊弘君。

○３番（吉田俊弘君）：はい、３番吉田。

○議長（山岡隆良君）：３番、吉田議員。

○３番（吉田俊弘君）：それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。この意見書につきましては、議員４名による提案でございますが、代表して私の方から、趣旨説明を申し上げさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いております。この中で、地方税・地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保及び充実が必要なことから、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、財源の確保等を要望する意見書を本村議会として可決し、地方自治法第99条の規

定により、関係行政庁に対し提出を致したいと思います。以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、趣旨説明をいただきましたので、これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第６発議第２号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全議員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第６発議第２号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎承認第１０号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度御杖村一般会計補正予算（第５号））［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第７承認第１０号専決処分の承認を求めることについて、令和２年度御杖村一般会計補正予算第５号を議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、歳入歳出それぞれに1,130万円を追加し、補正後の総額を26億8,114万4千円とするものでございます。新型コロナウイルスの影響からの経済回復に向け、臨時交付金を活用した御杖村観光キャンペーン事業を行うものです。

その概要は、村内宿泊施設の利用者に対しクーポン券を配布し、村内の事業所において利用していただくことにより、村内での消費拡大を狙うもので、宿泊観光客が多い8月から事業開始をしたく、7月22日に補正予算の専決処分をさせていただきましたので、承認をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第７承認第１０号専決処分の承認を求めることについて、令和２年度御杖村一般会計補正予算第５号は、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２２号御杖村過疎地域自立促進計画の変更について
［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第８議案第２２号御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、本年度の当初予算に計上し議決をいただきました事業の内、過疎対策事業債の充当を予定している事業につきまして、奈良県との事前協議を終えましたので、それに伴い必要となる過疎計画の変更について議決をお願いするものです。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、むらづくり委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第８議案第２２号御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、むらづくり委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２３号御杖村小中学校統合施設整備工事に伴う工事請負契約の締結について
［上程、説明、質疑、討論、採択］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第９議案第２３号御杖村小中学校統合施設整備工事に伴う工事請負契約の締結についてを議題と致します。本案については、議会運営委員長の報告のとおり即決案件といたします。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に定める予定価格 5,000 万円以上の工事請負契約に該当することから、地方自治法第 96 条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の内容につきましては、教育次長が説明いたします。

○教育委員会次長（中村康幸君）：はい、議長。

○議長（山岡隆良君）：中村教育委員会次長。

○教育委員会次長（中村康幸君）：この契約につきましては、御杖村小中学校統合施設整備工事を８月 25 日に一般競争入札を行った結果、契約金額税込８億８千万円で、村本・松塚特定建設工事共同企業体、代表者北葛城郡広陵町村本建設株式会社奈良本店、常務執行役員本店長髙田幸伸、構成員宇陀市榛原松塚建設株式会社、代表取締役井上清利と工事請負契約を締結するものであります。

高額の契約案件でございますので、入札の経緯につきましても説明報告をさせていただきます。役場内の請負業者選定審査会を、７月７日に開催し、入札参加の条件等を決定しました。奈良県が定めている入札方法や入札参加形態などを参考としながら検討し、本件工事の入札は、一般競争入札方式で行い、奈良県内に建設業法に基づく建築工事業の許可を受けている本店・支店又は営業所を有する２者で構成される特定建設工事共同企業体で、建築一式工事における総合評定値が、代表者は 1,300 点以上、構成員は 1,000 点以上を参加条件と致しました。総合評定値とは、国土交通省が経営規模や実績、技術力等を評価した値であり、入札参加企業の信頼性と、競争原理が働くよう対象企業数を考慮した条件設定とさせていただきました。

そして、翌日の７月８日から７月 22 日までを入札参加受付期間として、村のホームページで入札公告を行いました。この期間中には、奈良県内や近畿管内の建設業界新聞にも大きく掲載されており、業界への周知は充分に行われたと考えておりました。

しかし、結果といたしまして入札参加者は１者となり、８月 25 日に行いました入札で、公表予定価格税込み８億 8,227 万 8,100 円に対しまして、８億 8,000 万円での入札がありました。

共同企業体の出資割合は、代表者の村本建設が６割、構成員の松塚建設が４割であります。工期は、本契約の日から令和３年８月 24 日までで、村の予算は、令和２年度、３年度の継続費、年度割りは５対５とさせていただいております。

入札日の翌日、８月 26 日に仮契約を行いましたこの契約の締結につきまして、ご審議くださいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

○６番（木村忠雄君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：６番、木村議員。

○６番（木村忠雄君）：６番木村。何点か質問させていただきます。今、説明の中で一般競争入札ということでございますが、１者しか応募していないということでございまして、考え方によれば１者しかしていないのですからそこに落札すると。そうすると、一般論でいえば随時契約だというような誤解も生むと、しっかりとした説明をしてなかったら。私そう思うんです。それと、募集した企業とか契約金額とかには、全協で何度も説明をいただいていますので意見は挟みませんけれど、やはり８億８千万の工事費というとおそらく御杖村政で３回目ぐらいにあたる高額予算の事業だと思うんです。若者団地は、20 何億かかっていますが、これは何回にも分けて入札していますので、１回として８億以上といいますとおそらく過去中学校の建設、２回目小学校を建設した時、それ依頼の金額だと思うんです。そんな中で、安易な形でしていくとしっかりした管理・監督ができるのかどうか。これおそらく管理・監督は桝谷設計が責任を持ってされていると思いますけれども、担当職員は張り付いてでもしっかりと設計書に基づいて施工されるよう

に管理・監督をしていくことが、私は非常に大事ではなかろうかと思いますので、これらのことを充分念頭に入れて取り組んでいただきたいと。そして、こういう大きい工事でございますので、県としては一般競争入札ということでそれに基づいてされたようでございますが、過去においては指名競争入札ということで業者を指名していると。そうなると指名された業者は必ず入札に来るし、現説等でしっかり把握して入札してくるということでございますので、競争原理がもっと働くと、私はそう思うのです。一般競争入札が正しいのか考えると少し疑問符があると。このことについては、今後の課題として、内容についての反対意見ではございませんが、村民が充分理解できる説明を今後していただきたい。益々過疎化が進んで子どもたちが少なくなる中で、こういう大きな金額の学校改修をして教育いただく訳ですので、そのこともしっかりと教育委員会としては踏まえて、終始徹底していく教育委員も各学校の先生方も心を一つして教育に取り組んでいただくということをしなければ何のための小中一貫教育の学校校舎であるかということが疑問視されてくると私は思いますので、今後においては、理事者を中心に村民にしっかり説明をしていただいて村民が誤解を抱かないような方法で進んでいただければと思います。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：何点か質問いただきました。まず、指名競争入札がいいのではないかという意見がございました。一般競争入札にしたというのは、指名競争といいますのは村のこの業者にという意識が働きます、そうした中で、一般競争入札というのはより開かれた制度でございますので、この事業費に見合う経営内容・技術力を持った２者によってＪＶという形で参加していただくというのは、基本としては開かれたやり方であると考えております。ただ、残念ながら応募があったのが１者というところは少し残念なところはございますけれども、そういう形では一番開かれたやり方だと思っております。それと、広告期間につきましては、ひと月程みております。こうした中で、この工事に対する積算等、参加業者につきましては充分積算されたうえで、参加されたものというように思っております。少し去年から引き続いておりますこういう事業につきましてはフラグという形が続いております、そうした中ではこうして参加いただいたことは、ある意味ありがたいなと思っているところでございます。それと、やはりこの学校というのは子どもの数は少し少なくなっていますけでども、これから村・地域を担って行く子どもたちの教育環境を整えていくという意味では大変重要な事業であると思っております。そうした中では、施設の管理監督はもちろんでございます。この事業につきまして、瑕疵のないよう充分に担当課としても管理監督していくことは当然のことであろうと思っております。また、これだけの金額を掛けるのであるから、教育内容についても充分検討してくれとのことでございます。これにつきましては、教育委員会も充分こころえてやっていただくものと思っているところでございます。いずれにしましても、ここ最近になく工事費としては大きい規模の事業費でございます。村といたしましても村民の方からよくやっているといわれるようにこの事業に対しましては充分にこころして係って行きたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○６番（木村忠雄君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、木村議員。

○６番（木村忠雄君）：６番、木村。村長の説明はよく解りました。しかしながら、過去３・４０年前から御杖村の公共工事を受注した建設関係の会社は、村本組と松塚組しかないということを承知しておいていただきたい。それだけよその企業から疎外されていると。先ほどの質問の中で１点だけ漏れ落ちしていたことがございます。運動場でございます。運動場小さなものでございますが、実はあの運動場は非常に難解な場所にある学校の運動場で、過去においては何回も改修している、ところが何回改修してもあそこの運動場はちゃんとできないという欠点がございますので、今回設計の中でどのような設計を組んでいるのか私はわかりませんが、そこのところは特に注意して、教育委員会はたえずそういうことについて注視していただきたいと思います。以上です。

○議長（山岡隆良君）：はい、ありがとうございました。いいですね。回答はよろしいですね。木村議員。

○議長（山岡隆良君）：中村教育委員会次長。少し説明をお願いします。

○教育委員会次長（中村康幸君）：はい。ただいまご指摘をいただきましたグラウンドの改修につきましても、今回の工事におきまして特にグランドの水はけにつきましての手入れをしていく計画をさせていただいております。設計業者によりまして、表土の入れ替えを中心とした改修ということで、あまり大きな金額を掛ける設計にはなっていないのですけども、できる限りご指摘いただきました過去からの施工例も含めた中で、業者の方と協議をして工事の方を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。ほかに質問ありますでしょうか。

○８番（山崎往男君）：はい、議長。

○議長（山岡隆良君）：８番、山崎議員。

○８番（山崎往男君）：私は、この入札に関しましての手順と申しますか、実施執行にあたりましては、これは開かれた方法で進めていただいたというように認識をいたしております。確かに、額そのものは大きい訳でございます。しかし、この事業費が大きくなればなるほど一般競争入札ということで広くこの入札に対して参加する者を募るということが基本でございます。指名競争入札となれば先ほど村長からも説明がございましたように、私は、かえってそれが充分には開かれた入札ではなくなると思っております。それと、従来大きな小学校の建設、その当時こういった共同企業体ということで一般競争入札にして執行されたわけでございます。いずれにいたしましても、こうして広く全国的に募集するということは、これはけっこうなことでございます。結果的に１者ということでございます。解れば充分村民に対しても理解していただけるのではないかと思います。そうゆうことで、この入札に関しましては私はそれぞれの必要なルールに乗っ取った形で進んでいただいたなあという認識をいたしております。以上でございます。

○議長（山岡隆良君）：はい、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。無いようでしたら以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これより、本案について採決を行います。日程第９議案第２３号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全議員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第９議案第２３号御

杖村小中学校統合施設整備工事に伴う工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎休憩・再開（午前１０時５８分休憩・午前１１時７分再開）

○議長（山岡隆良君）：ただ今より、１０分間、１１時１０分まで休憩を入れさせていただきたいと思います。

○議長（山岡隆良君）：少し予定時間よりは、３分ほど早いのですけれど全員議員が揃っておられますので、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

◎議案第２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算（第６号）の議定について［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：それでは、次に日程第１０議案第２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算第６号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、歳入歳出それぞれに１億 9,011 万１千円を追加し、補正後の総額を 28 億 7,125 万５千円とするものでございます。主な内容は、元年度からの繰越金が確定し歳入が増額となることに伴い、財政調整基金積立金を約 7,800 万円追加したこと、また新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金を活用した事業として約１億円を追加計上したものです。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第１０議案第２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算第６号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第６号）の議定について［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：それでは、次に日程第１１議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第１号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、歳入歳出それぞれに 67 万 6 千円を追加し、補正後の総額を 1 億 3,322 万 9 千円とするものでございます。主な内容として、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、見合いの支出として基金積立を行うものございます。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第１１議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第１号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の議定について［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：次に日程第１２議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第３号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、事業勘定予算の歳入歳出それぞれに 48 万 4 千円を追加し、補正後の総額を 2 億 8,515 万 1 千円に、また診療施設勘定予算の歳入歳出それぞれに 1 千 5 百万円を追加し、補正後の総額を 1 億 2,119 万 9 千円とするものでございます。主な内容は、前年度からの繰越金確定による調整と、診療施設勘定では新型コロナウイルス感染症対策の交付金等を活用して行う事業を計上しております。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第１２議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第３号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第２号）の議定について［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：次に日程第１３議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、歳入歳出それぞれに 1,486 万 3 千円を追加し、補正後の総額を 3 億 7,281 万 7 千円とするものでございます。主な内容は、低所得者の介護保険料軽減に伴う歳入調整と、歳出では保険給付費の増額等を計上しております。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第１３議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の議定について［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：次に日程第１４議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第１号の議定についてを議題と致します。本案について、提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、歳入歳出それぞれに１万９千円を追加し、補正後の総額を3,755万４千円とするものでございます。内容は、前年度からの繰越金が確定したことに伴い、調整を行うものでございます。よろしくお願いします。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細な説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第１４議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第１号の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎一括議題

- 認定第１号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第２号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第３号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第４号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第５号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

［上程、説明、質疑、付託］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第１５認定第１号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第１６認定第２号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１７認定第３号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１８認定第４号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１９認定第５号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上５議案は、令和元年度各会計決算の案件ですので、一括議題とします。まず、一般会計決算について、説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてお願いするものです。決算の額でございますが、歳入総額26億1,529万3,123円、歳出総額24億5,713万7,025円となってお

ります。収支差引額 1億5,815万6,098円 となりました。詳細については、会計管理者が説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君）：今井会計管理者。

○会計管理者（今井智君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい。

○会計管理者（今井智君）：失礼します。令和元年度一般会計決算について、本日提案を致しました概要につきまして、皆様に、決算の内容に関する説明書をお配りさせて頂いておりますので、こちらに基づきまして概要をご説明致します。１ページをご覧下さい。１一般会計決算の概要。予算の執行にあたって、計上した歳入については財源の確保に努め、歳出については経費の節減と執行の効率化に努めた結果、令和元年度の一般会計歳入歳出決算額は、決算書の95ページの実質収支に関する調書のとおり歳入総額26億1,529万3,123円、歳出総額24億5,713万7,025円、収支差引額1億5,815万6,098円となりました。収支差引額から、繰越明許費によって翌年度へ繰り越すべき財源257万1千円を差し引いた、1億5,558万5,098円の黒字となりました。

歳入決算の状況について令和元年度の歳入総額は、26億1,529万3千円で、前年度と比較して2億2,502万3千円増加しています。歳入の主な内訳は、地方交付税12億641万9千円、構成比46.1%、村債4億4,660万円、同17.1%、国･県支出金3億4,827万6千円、同13.3%、繰越金3億4,775万5千円、同13.3%、村税1億503万4千円、同4.0%等となっています。詳細につきましては、次のページ、２ページの第１表、一般会計歳入決算の内訳のとおりでございますが朗読は省略させて頂きます。

これを前年度決算額と比較しますと、村税は第２表のとおり、総額で1億503万4千円、対前年度138万9千円、1.3%の増額となりました。個人村民税については、給与所得者の減少により、71万円、1.9%の減額となり、固定資産税については、太陽光パネルの設置に伴う償却資産の増加により、152万2千円、2.7%の増額となりました。

それぞれの税の状況は次のページ、３ページ、第２表、村税決算の状況のとおりでございます。地方譲与税は、4,465万7千円で、前年度に比べて　937万9千円、26.6%の増額となりました。森林環境譲与税が創設され、1,003万5千円の交付を受け、森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされており、充当した事業等については、第３表のとおりとなっています。

４ページをご覧下さい。地方消費税交付金は2,688万9千円で、前年度に比べて　143万円、5.0%の減額となりました。消費税率引上げによる増収分の交付額は1,136万3千円となりました。この増収分については、すべて社会保障施策に要する経費に充てることとされており、主なものは第４表のとおりです。

５ページをご覧下さい。地方交付税は、普通交付税と特別交付税をあわせて12億641万9千円で、前年度に比べて2,283万9千円の減額となりました。普通交付税については、過年度借入の過疎債償還終了に伴う交付税算入額の減少等のため　2,329万3千円の減額となりました。また、交付税の振替措置とされている臨時財政対策債は3,200万円を借り入れました。分担金及び負担金は、事業ごとの分担金の増減によって4万6千円、5.9%の増額となりました。使用料及び手数料は、定住促進住宅建築事業の完了による公営住宅使用料等の増加により、154万円、7.1%の増額となりました。国･県支出金は総額3億4,827万6千円で、対前年度2,258万9千円、6.1%の減額となりました。社

会資本整備総合交付金や補助災害復旧事業国庫負担金の減少が主な減額要因です。国・県支出金のうち主なものは、第５表に列記したとおりです。財産収入は、1,124 万 6 千円で、前年度に比べて 542 万 7 千円、93.3％の増額となりました。消防ポンプ自動車、スクールバス等の売払収入が増額の主な要因です。

６ページをご覧下さい。令和元年度末における基金の現金保有残高は 31 億 1,022 万 4 千円で、各基金別の内訳は第６表のとおりです。繰越金は、3 億 4,775 万 5 千円で、対前年度 3,319 万 8 千円、10.6％の増額となっています。諸収入は、3,695 万 7 千円で対前年度 881 万 2 千円、31.3％の増額となりました。弁償金及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業補助金が増額の主な要因となっています。村債は、借入総額は、4 億 4,660 万円で、対前年度比較では、2 億 1,450 万円、92.4％の増額となりました。橋梁長寿命化修繕事業、土屋原公民館・体育館耐震改修事業をはじめとする普通建設事業等の財源として借り入れを行いました。交付税の振替措置による臨時財政対策債、後年度交付税算入 100％については、3,200 万円の借入れを行いました。地方債の目的別借入内訳は、次のとおりです。過疎対策事業債 3 億 8,480 万円、災害復旧事業債 380 万円臨時財政対策債 3,200 万円、緊急防災・減災事業債 2,600 万円。

７ページをご覧下さい。歳出決算の状況について、令和元年度の歳出総額は 24 億 5,713 万 7 千円で、前年度と比較して 4 億 1,462 万 1 千円、20.3％）の増となりました。目的別決算の主な内訳は、第７表のとおり、総務費 7 億 7,135 万 9 千円、構成比 31.4％、民生費 4 億 5,418 万 1 千円、同 18.5％、教育費 2 億 4,974 万 1 千円、同 10.2％、土木費 2 億 3,041 万 5 千円、同 9.4％となりました。前年度決算と比較して増額となった項目では、総務費が、財政調整基金積立金、ケーブルテレビネットワーク光化事業、開発センター屋上防水改修等により、4 億 4,037 万円、133.0％の増、民生費が、診療所・保健センター・福祉センター空調設備改修工事等により、6,754 万 2 千円、17.5％の増、農林水産業費が米の直接支払交付金、施業放置林整備事業等により 4,052 万 9 千円、42.6％の増、教育費が、統合校舎施設整備等によって、3,997 万 4 千円、19.1％の増となりました。一方、減額となった項目については、災害対策復旧事業費が災害復旧の対象となる事業の減少により 3,327 万 2 千円、72.0％の減少となり、土木費が村道三畝線道路改良、定住促進住宅建築事業、空き家実態調査計画策定業務委託等の減少によって、1 億 2,102 万円、34.4％の減少、公債費が通常償還分の減により 2,511 万 9 千円、12.4％の減となりました。

９ページをご覧下さい。性質別決算の主な内訳は、第８表のとおり、普通建設事業費 5 億 8,916 万 6 千円、構成比 24.0％、人件費 4 億 4,425 万円、同 18.1％、補助費 3 億 3,567 万 9 千円、同 13.7％、積立金 3 億 2,196 万 5 千円、同 13.1％、物件費 2 億 6,581 万 5 千円、同 10.8％等となっています。前年度決算額と比較しますと、人件費は、職員給の減少や共済組合負担金の減少によって、555 万 1 千円、1.2％の減額となりました。物件費は、地域資源活用事業、空き家計画策定業務、小中一貫教育施設再編検討業務等の減によって、2,241 万 3 千円、7.8％の減額となりました。扶助費は、障害介護給付や自立支援給付等の減額によって、361 万 1 千円、3.2％の減額となりました。補助費は、御杖村ふるさと交流公社への補助金及びプレミアム商品券発行事業補助金の増等により 7,925 万 3 千円、65.0％の増額となりました。一部事務組合への負担金は、宇陀衛生一部事務組合負担金、奈良県広域消防組合負担金が減額により、

全体では287万円、2.1％の減額となりました。主な補助費の内訳は第９表のとおりです。繰出金は、1億8,496万2千円で、対前年度1,529万8千円、7.6％の減額となりました。後期高齢者医療特別会計が839万3千円の減額、簡易水道事業特別会計が619万2千円の減額、介護保険特別会計が325万1千円の増額、国民健康保険特別会計診療施設勘定が146万5千円の増額、国民健康保険特別会計事業勘定が2万2千円の減額となっています。普通建設事業につきましては、公共施設の耐震改修事業・橋梁長寿命化修繕事業・道路維持補修事業をはじめとする地域基盤の整備に5億8,916万6千円の投資を行いました。前年度に比べて、1億3,495万円、29.7％増加しています。また、災害復旧事業費は1,291万8千円となり、前年度より3,327万3千円減少しました。

１１ページをご覧下さい。普通建設事業の主な事業は、第１０表のとおりです。

以上で一般会計決算の概要説明を終わらせて頂きます。詳細につきましては、決算事項別明細書や主要施策の成果に関する報告書をご覧頂きまして、よろしくご審議のほど、お願い致します。

○議長（山岡隆良君）：次に、特別会計決算を一括して、説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい、伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、地方自治法第233条の規定により、令和元度の御杖村簡易水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上4会計の歳入歳出決算の認定について、お願いするものでございます。詳細については、会計管理者が説明を申し上げます。

○議長（山岡隆良君）：今井会計管理者。

○会計管理者（今井智君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：はい。

○会計管理者（今井智君）：失礼します。令和元年度特別会計決算につきまして、決算の内容に関する説明書１２ページをご覧下さい。

第１１表のとおり、特別会計決算の状況でございます。簡易水道事業特別会計は、歳入総額1億1,797万2千円、歳出総額1億1,729万5千円、収支差引額は67万7千円となりました。前年度との比較では、歳出において村債償還金は減少しましたが、桃俣配水管更新事業費の増加により158万円の増額となりました。一般会計からの繰入金が、前年度に比べて619万2千円の減額となりました。国民健康保険特別会計事業勘定の歳入総額は、2億5,519万6千円、歳出総額は、2億5,478万4千円、収支差引額は41万2千円となりました。前年度との比較では、歳出において諸支出金の療養給付費等負担金返還金が減額となり、960万6千円の減額となりました。国民健康保険特別会計診療施設勘定は、歳入総額1億225万3千円、歳出総額1億216万2千円、収支差引額は9万1千円となりました。前年度に比べて歳出では、医療機器の更新事業の実施及び地方債の償還額の増により、669万6千円の増額となりました。介護保険特別会計は、歳入総額3億8,335万円、歳出総額3億8,331万1千円、収支差引額は3万9千円となりました。前年度に比べて歳出では、保険給付費の増により214万2千円の増額となりました。後期高齢者医療特別会計は、歳入総額3,684万9千円、歳出総額3,682万9千円、収支差引額は2万円となりました。前年度に比べて歳出では、後期高齢者医療シス

テム更新費の減額に伴い、903 万 8 千円の減額となりました。歳入では、一般会計からの繰入金が、前年度に比べて 839 万 3 千円の減額となりました。

なお、最後に１４ページ村債の状況について説明させて頂きます。村債の目的別の増減及び現在高の状況は第１２表のとおりです。平成３０年度末における村債の現在高は、一般会計と特別会計を合わせて 19 億 2,966 万円でしたが、令和元年度中に、普通建設事業等の財源としての地方債 4 億 8,360 万円の借り入れを行い、一方既に借りている村債について、2 億 1,089 万 8 千円の元金償還を行った結果、令和元年度末の借入現在高は 22 億 236 万 2 千円となり、前年度と比較して 2 億 7,270 万 2 千円、14.1%増加しました。地方債の借り入れについては、後年において地方交付税によってその償還に対する財源措置のある有利な地方債の活用を行い、財政負担の軽減に努めています。

以上で特別会計の決算の概要並びに村債の状況についての説明を終わらせていただきますが、一般会計同様、詳細につきましては、決算事項別明細書等をご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（山岡隆良君）：ここで、令和元年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員に決算審査の意見を求めます。山崎監査委員。

○８番（山崎往男君）：議長。８番山崎。

○議長（山岡隆良君）：山崎監査員。

○８番（山崎往男君）：ただ今、議長のご指名がございましたので、決算審査報告を申し上げたいと思います。お手元の令和元年度御杖村一般会計、特別会計の決算審査意見書をご覧いただきたいと思います。７ページでございます。この審査につきましては、去る８月２０日と２１日の２日間に渡りまして、丸山監査委員とともに審査をさせて頂きました。決算審査意見書の各諸表の朗読は省略させて頂きまして、７ページの決算審査結論の朗読をもって報告に代えさせて頂きたいと思います。

令和元年度決算審査結論、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に基づき、本村の令和元年度「健全化判断比率」等について審査したところ全てにおいて基準以下となっており、実質公債費比率の数値も減少している。日本の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。先行きについても、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれている。本村においても、新型コロナウイルス感染症対策による外出・移動自粛に伴い、観光関連施設の休業、すべてのイベントの中止、農産物や飲食業の売り上げ減少等など様々な影響が出ているが、感染症拡大の防止、村民の生活支援、村内事業者の支援を含む地域経済対策など新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用した新型コロナウイルス感染症への対応の取り組みを推進されたい。

今年度、御杖村の将来像を掲げた第四次御杖村長期総合計画が策定された。これまでのむらづくりを継承しつつ、今後１０年間の村の進むべき方向と基本施策を盛り込んだ本計画による新たなむらづくりに大いに期待するところである。

本村は、財源の大半を地方交付税に依存しており、今後も、人口減少に伴う交付税の減額は必至であることから、限られた財源の中ではあるが、一人一人が創意工夫し活力ある村づくりに全力を傾注していただきたい。

本年も村長はじめ関係者の効率的な予算執行により、基金残高の増額につなげた努力は一定の評価とする。村長はじめ関係者全員で行政の効率的な推進と村の活性化をお願

いし、令和元年度決算審査の結論とする。以上でございます。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、当局よりの説明と、監査委員より決算審査に係る意見をいただきました。これから決算５議案について一括して、統括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。決算議案について、全員協議会で詳細な説明を受け、一括して予算決算委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第１５認定第１号から日程第１９認定第５号までの令和元年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第１２号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

［上程、説明、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第２０同意第１２号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり即決案件といたします。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：伊藤村長。

○村長（伊藤収宜君）：本案につきましては、現在の固定資産評価審査員会の委員３名のうち、１名の方が１２月２３日をもって任期満了となります。地方税法の規定によりまして、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任することとなっておりますが、１２月定例会の審議によっては、任期切れとなることも考えられることから、今定例会において同意を求めるものでございます。

今般、同意を求めますのは、引き続き就任をお願いしたい大字神末の森本篤賢氏です。ご存知のとおり森本氏は、御杖村役場に長年勤務され、この間には税務業務も経験され、固定資産の評価についても精通されていることから、適任者としてお願いするものです。なお、任期につきましては、令和５年１２月２３日までの３年間となります。同意いただけますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：ただ今、提案理由の説明をいただきました。本案につきましては、御杖村議会会議規則第５９条第４項の規定により、質疑及び討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、日程第２０同意第１２号ついて、質疑及び討論を省略します。これより、本案について採決を行います。これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第２０同意第１２号御杖村固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎報告第２号令和元年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告について

［報告、質疑］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第２１報告第２号令和元年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを議題と致します。本案について、内容の説明を求めます。丸山教育長。

○教育長（丸山栄君）：議長。

○議長（山岡隆良君）：丸山教育長。

○教育長（丸山栄君）：令和元年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の第１項の規定により点検・評価を行うものであります。

それでは、私の方からご報告をさせていただきたいと思います。御杖村教育委員会では、御杖村長期総合計画に基づいて、学校教育・社会教育及び社会体育・文化の振興のために、各分野において教育行政を推進しております。この点検および評価を行うに当たって、教育委員会において、委員による点検・評価を実施し、また、第三者による評価・検証をいただきました。大項目として、教育委員の活動、教育委員会が管理執行する事務事業の総務・学校教育関係、社会教育・文化・社会体育関係、総務管理に大別し、中項目では、教育委員会活動を５項目、総務・学校教育関係を７項目、社会教育、文化・社会体育関係を中項目１２項目、総務管理を１項目にまとめています。小項目ごとに、点検・評価を行っておりますが、A 評価４２、B 評価７の評価とさせていただきました。

報告書の中身が主要施策の成果に関する報告書と重複するものが多くありますので、学校運営等を中心としたソフト事業の推進の観点からご説明申し上げます。教育委員会では、小学校と中学校の教育の一貫性を確保し、児童生徒の規範意識の確立と学力の向上を目指して、小中一貫教育を進めてまいりましたが、懸案であるこの拠点となる施設として小中一貫教育施設整備検討協議会からの答申を受け、中学校校舎での統合を行う方針を決定するとともに、公募型プロポーザル方式で設計業者を決定し、実施設計に着手して参りました。また、学校現場では、小中一貫教育の本格実施の年度の年と位置づけ、児童・生徒の基礎学力の向上を目指すために中学校の教員が、その専門性を活かして小学生に授業を行う部分的教科担任制を見据えた乗り入れ授業の実施や、職員研修の一体運営、学習面・生活面の規範意識を高めるということで、授業中、家庭学習、学校生活での決まりやルールの検討、児童・生徒・教職員の交流を活性化する施設統合に向けた組織や運営のすり合わせを行ってきました。また、学力テストの結果から、読み取る力の育成という課題が小中共に見えて来ましたので、小中学校教員全体で、児童、生徒一人一人きちんと看取るという気持ちで分析を行い、課題を共有し、読み取る力の向

上に向けた研修会を実施し、研鑽を重ねて参りました。

総合教育会議においても、村長より、教員定数、小中一貫教育等の進め方について様々な助言を受けながら取り組みを進めてまいりました。小学校においては学級編成の基準では、複式学級の対象となりますが、複式学級を解消し、単式学級とするため、村費講師を雇用するとともに、県費の加配教員をもって、単式学級による体制を維持することができましたが、講師の人材確保が大きな課題となっています。一方、中学校における教職員について、国の基準定数では教科別の教員や事務職員に不足を生じることから、県費の加配措置を働きかけ、年度末に現有数の教職員を２年度も配置できるようにすると共に、学校運営に支障をきたさないよう務めました。また、特別支援教育の充実を図るため、支援員を小学校へ配置することで、障がいのある児童や見守り等の支援を必要とする児童への個々の実態に応じたきめ細やかな学習支援等を行うことができました。

教育委員の活動については、小中一貫教育先進校視察として、天川村立天川小中学校での施設見学を行い、研鑽を深めるとともに、小中学校への訪問も機会あるごとに実施し、現状把握に努め、教職員との対話を密に行い、学校支援を進めて来ました。また、曽爾村と共同設置の教育指導主事には、その専門性を活かし、小中一貫教育をはじめとした教育内容の充実といじめや人権侵害のない開かれた学校の創造に向け、的確な学校への指導と学校運営の助言に大いに寄与してもらいました。また、スクールバスを東方面の２台から、１台に運行形態を見直すことでコストの削減を図ることができました。

次に、社会教育・人権教育・公民館教室・社会体育については、高齢化、人口減少の中で、従来の各種事業も参加者の減少や、固定化といった問題があり、また、新たな課題としてコロナウイルス感染防止対策も含めた中での内容等について、今後のあり方を再度検討することが求められております。そうした中で地域の活動拠点となる、社会教育施設については、計画的な改修をおこない、元年度は土屋原公民館・体育館耐震補強及び大規模改修工事を実施しました。

次に、学校支援地域本部事業については、元年度も学校支援コーディネーターの活用により、総合的な学習を通して愛郷心のある心豊かな地域の子どもを育てるため、地域ボランティアの支援・協力を充実・効率化し、「地域と共にある学校づくり」をすすめることができました。また、放課後児童一時預かり事業については、春期・夏期・冬期休業期間中についても実施するとともに、スクールバスによる交通手段の確保・指導員の積極的な取り組みにより、参加者も増加し、保護者への子育て支援の拡充になったと考えられます。

最後のページに、昨年度にひき続き第三者による評価を元御杖中学校校長の鈴木泰弘氏にいただきましたので、添付させていただいております。つきましては、評価を参考に取組を進めて参りたいと考えております。以上報告とさせていただきます

○議長（山岡隆良君）：ただ今、内容の説明をいただきましたので、質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で、日程第２１報告第２号令和元年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告についてを終わります。

◎散会の宣言

○議長（山岡隆良君）：以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。次回の本会議は、９月１５日火曜日・午前１０時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午後１２時０２分　散会）

（令和2年9月15日）

令和2年9月御杖村議会定例会（第2号）

令和2年9月15日（火）
開議　午前10時00分

◎議事日程［審議結果］

第1　承認第10号[原案可決]
　専決処分の承認を求めることについて（令和2年度御杖村一般会計補正予算(第5号)）

第2　議案第22号[原案可決]
　御杖村過疎地域自立促進計画の変更について

第3　議案第24号[原案可決]
　令和2年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定について

第4　議案第25号[原案可決]
　令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について

第5　議案第26号[原案可決]
　令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について

第6　承認第27号[原案可決]
　令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

第7　議案第28号[原案可決]
　令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議定について

第8　認定第1号[原案認定]
　令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

第9　認定第2号[原案認定]
　令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第10　認定第3号[原案認定]
　令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第11　認定第4号[原案認定]
　令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第12　認定第5号[原案認定]
　令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第13　発委第5号[原案決定]
　閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

第14　発委第6号[原案決定]
　閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）

◎本日の開議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	山岡隆良君	副議長	吉田俊弘君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
5番	松岡一生君	6番	木村忠雄君
7番	盛岡英成君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

5番　松岡一生君　　6番　木村忠雄君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・指名

村　　長	伊 藤　収 宜 君
副　村　長	松 原　永 治 君
教　育　長	丸 山　栄　君
総務課長	中 嶋　英 樹 君
保健福祉課長	廣 尾　真貴子 君
住民生活課長	片 岡　保 昌 君
会計管理者	今 井　智　君
教育委員会次長	中 村　康 幸 君
むらづくり振興課長	仲 子　雄 史 君
産業建設課長	古 谷　匡 敏 君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長　　森 本 成 則 君

◎[発言記録]

（午前10時00分開議）

◎開会及び開議の宣言

○議長（山岡隆良君）：皆さん、おはようございます。本日の９月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布の日程第２号とおりとします。

◎承認第１０号専決処分の承認を求めることについて（令和２年度御杖村一般会計補正予算（第５号））［委員長報告、質疑、討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：先ず、日程第１承認第１０号専決処分の承認を求めることについて、令和２年度御杖村一般会計補正予算第５号を議題とします。本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第４１条第１項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：はい。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：予算決算委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、承認第１０号につきまして、その審査の経過と結果についてご報告いたします。まず、審査の経緯でございますが、去る９月３日の本会議におきまして、専決補正予算１件及び補正予算５件、決算認定５件の合計１１件の案件が付託されたことにより、９月１０日に委員会を開催いたしました。

当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。審査の経過でございますが、承認第 10 号につきまして、質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。

採決の結果につきましては、承認第 10 号は、全員の賛成により、承認すべきもの決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第１承認第１０号

は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第１承認第１０号専決処分の承認を求めることについて、令和２年度御杖村一般会計補正予算第５号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎第２２号議案御杖村過疎地域自立促進計画の変更について［委員長報告、質疑、討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第２議案第２２号御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。本案件につきましては、むらづくり委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第４１条第１項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。山崎委員長。

○むらづくり委員会委員長（山崎往男君）：議長、８番。

○議長（山岡隆良君）：山崎委員長。

○むらづくり委員会委員長（山崎往男君）：ただ今、議長からご指名がございましたので、むらづくり委員会を代表しまして、当委員会に付託されました、議案第２２号につきまして、その審査の経緯と結果についてご報告させていただきます。まず、審査の経緯でございますが、去る９月３日の本会議におきまして、議案第２２号御杖村過疎地域自立促進計画の変更についてが付託されたことにより、９月９日に委員会を開催いたしました。当日は、全委員及び村長をはじめ各部局の所属長出席のもと審査を行いました。

審査の経過でございますが、委員より多くの質疑が行われましたが、内容については全議員が出席をいただいておりましたので、割愛をさせていただきたいと思います。採決の結果につきましては、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、むらづくり委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：山崎委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第２議案第２２号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第２議案第２２号御杖村過疎地域自立促進計画の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議題［委員長報告・質疑］

・議案第24号令和2年度御杖村一般会計補正予算(第6号)の議定について

・議案第25号令和2年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について

・議案第26号令和2年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議定について

・議案第27号令和2年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第2号)の議定について

・議案第28号令和2年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議定について

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第３議案２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算第６号の議定について、日程第４議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第１号の議定について、日程第５議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第３号の議定について、日程第６議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定について、日程第７議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第１号の議定について以上の５件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。これを一括議題とし御杖村会議規則第 41 条第１項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：はい。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：それでは、日程第３議案第２４号から日程第７議案第２８号の補正予算５件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。質疑では、委員より質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。

採決の結果につきましては、補正予算５件ともに全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎議案第２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算（第６号）の議定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：先ず、日程第３議案第２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算第６号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第３議案第２４号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第３議案第２４号令和２年度御杖村一般会計補正予算第６号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の議定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第４議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第１号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第４議案第２５号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第４議案第２５号令和２年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算第１号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の議定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第５議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第３号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第５議案第２６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第５議案第２６号令和２年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算第３号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第２号）の議定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第６議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第６議案第２７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第６議案第２７号令和２年度御杖村介護保険特別会計補正予算第２号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の議定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第７議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第１号の議定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。日程第７議案第２８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第７議案第２８号令和２年度御杖村後期高齢者医療特別会計補正予算第１号の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎一括議題［委員長報告・質疑］

・認定第1号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

・認定第2号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第3号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第4号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

・認定第5号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第８認定第１号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第９認定第２号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１０認定第３号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１１認定第４号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第１２認定第５号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の５件は、各会計決算認定の案件ですので、一括議題とします。

本件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。御杖村会議規則第４１条第１項の規定に基づき、委員長から審査経過及び結果の報告をお願いします。松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：はい。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長。

○予算決算委員会委員長（松岡一生君）：それでは、日程第８認定第１号から日程第１２認定第５号の各会計歳入歳出決算認定の５件につきまして、一括して、その審査結果について報告をさせていただきます。審査の経緯につきましては、先に報告させていただきましたとおりでございます。審査の経過でございますが、全５会計を一括議題とし、質疑を行いました。委員より多くの質疑が行われ、村当局より答弁をいただきましたが、内容については全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。その後、各会計ごとに討論及び採決を行い、全５会計ともに全員の賛成により、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上で、予算決算委員会の報告とさせていただきます。

○議長（山岡隆良君）：松岡委員長、ご苦労様でした。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。

◎認定第１号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：先ず、日程第８認定第１号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第８認定第１号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第８認定第１号令和元年度御杖村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第２号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第９認定第２号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第９認定第２号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第９認定第２号令和元年度御杖村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第３号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第１０認定第３号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第１０認定第３号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第１０認定第３号令和元年度御杖村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第４号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程１１認定第４号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程第１１認定第４号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程１１認定第４号令和元年度御杖村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎認定第５号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

［討論、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第１２認定第５号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、本案について採決を行います。本案に対する委員長の報告は、認定です。日程１２認定第５号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（全員／起立）

○議長（山岡隆良君）：ありがとうございます。全員の起立により、日程第１２認定第５号令和元年度御杖村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

◎発委第５号閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）

［上程、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第１３発委第５号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。議会運営委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第７５条の規

定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、議会運営委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎発委第６号閉会中の継続調査申出について（むらづくり委員会）［上程、採決］

○議長（山岡隆良君）：次に、日程第１４発委第６号閉会中の継続調査申出についてを議題とします。むらづくり委員長から、お手元の資料のとおり御杖村議会会議規則第７５条の規定により、むらづくり施策に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山岡隆良君）：異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、むらづくり委員会を閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣言

○議長（山岡隆良君）：以上をもって、本日の日程は全部終了致しました。本日の会議を閉じます。よって、令和２年９月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

（午前10時25分閉会）

◎議事録署名

御杖村議会会議規則第127条の規定によりここに署名する。

御杖村議会議長　　山　岡　隆　良

御杖村議会議員　　松　岡　一　生

御杖村議会議員　　木　村　忠　雄